

# 平成19年第2回東大和市議会定例会会議録第16号

平成19年6月26日（火曜日）

## 出席議員（22名）

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	長瀬りつ君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田貢君	14番	石川庄太郎君
15番	関田正民君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

## 欠席議員（なし）

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君

## 出席説明員（15名）

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
収入役	岸永通君	教育長	佐久間栄昭君
企画財政部長	浅見敏一君	総務部長	渡辺和之君
総務部参事	並木俊則君	市民部長	北田和雄君
生活環境部長	木内和郎君	福祉部長	榎本豊君
都市建設部長	氏井博君	学校教育部長	並木清志君
社会教育部長	窪田きく江君	財政課長	関田新一君
文書課長	宮鍋和志君		

## 議事日程

議事日程第7号追加の1 緊急質問

- 第 1 議第 1 号議案 「基礎年金番号に未統合の年金記録」問題の早期解決と原因究明及び社会保険庁の抜本的改革を求める意見書
- 第 2 議第 2 号議案 「消えた年金」問題を国の責任で直ちに解決し、社会保険庁「解体・民営化」法案の廃案を求める意見書
- 第 3 議第 3 号議案 庶民増税を中止し、空前の利益を上げている大企業と大資産家に応分の税負担を求める意見書
- 議事日程第 7 号追加の 2 自治法第 100 条の調査権を付与した特別委員会設置を改めて求める動議
- 第 4 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第 7 号追加の 1 から第 4 まで

午前10時18分 開議

○議長（佐村明美君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（佐村明美君） この際、お諮りいたします。

大后治雄議員から、お手元に御配付のとおり緊急質問通告書が提出されました。大后治雄議員の緊急質問に同意の上、本日の議事日程に追加し、発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

なお、会議規則第62条の規定により、質問の回数は2回までとなっておりますので事前に申し上げておきます。

---

#### 議事日程第7号追加の1 緊急質問

○議長（佐村明美君） それでは、大后治雄議員の発言を許可いたします。

〔21番 大后治雄君 登壇〕

○21番（大后治雄君） おはようございます。議席番号21番、民主党、大后治雄でございます。

今定例会最終日に当たり、改めて現時点で専決処分の承認の議案の提出がないということを確認した上で、議会を代表いたしまして緊急質問をさせていただきます。

本年6月15日付で議会に提供された資料のうち、「取り消した専決処分の根拠法令と取り消し文書」によれば、地方自治法第179条第1項に立脚すると考えられる「本条の規定によって行われたものである限り」という文言から、今回の専決処分が本条の規定にのっとりずに行われたものであるから取り消すという趣旨であると考えますが、もしそうであるならば行政が地方自治法の規定によらない行為をしたということ、すなわち脱法行為をしたということにほかならないことになるのであります。

百歩譲って、専決処分をした者が、あくまでも善意の第三者であると仮定して、瑕疵ある状態において行われた行為は当然に無効であるとするならば、取り消すという行為もわからぬではありませんが、ただし、その場合においては専決処分の無効を確認する行為をすると同時に、善意の第三者であることを立証すべきであり、今回の単に取り消すという行為は不相当と考えます。

そもそも長の専決処分の効果を取り消す手段はないのであります。これは民主党衆議院議員加藤公一事務所を通じて、総務省に問い合わせ確認済みであります。よって、今回の取り消す行為によっても、なお専決処分は有効であり、今回の行政の行為は専決処分を取り消したことにはならず、単に議会の承認にかかわる補正予算を取り下げたにすぎないのであります。

地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分を行った次の議会において、その承認を求めなければならないとされており、追加議案としてその提出がなされていない以上、このままでは地方自治法違反の状態になってしまうおそれがあります。議会として、かような状態を看過することはできません。

さて、係る事態をどのように收拾せしめるおつもりなのでしょうか。どのように收拾させたところで、地方自治法第2条第16項において、法令に違反してその事務処理をすることを禁じており、地方公共団体の違法行為は同第17項で無効とされています。その無効を確認せず、専決処分の承認も求めないとすれば、行政はその不作為により二重の違反を犯すことになる可能性もあります。前述の違法のおそれのある状態の放置と同様に、

これを議会は無視することは許されないのであります。

そこで伺いますが、①として、取り下げた専決処分に相当する承認の議案を今定例会に出し直すおつもりはないのでしょうか。

次に、②として、今回の専決処分を取り消した根拠となる法令を明らかにしていただきたいと存じます。

繰り返しになりますが、今回の場合、専決処分をした者が完全に無答責であるためには、完全なる善意の第三者であることが必要と考えます。

③として、もし完全なる善意の第三者であると主張するならば、その理由と根拠、そしてその証明方法をお示しいただきたく存じます。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

〔21番 大后治雄君 降壇〕

〔市長 尾又正則君 登壇〕

○市長（尾又正則君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お答えします。

ただいま、土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の取り消しについて、3点の質問をいただきましたので答弁を申し上げます。

初めに、取り下げた専決処分に相当する承認の議案を今定例会に出し直すかについてであります。今回の専決処分の取り消しによる議案の取り下げは、小切手による支出の根拠となった工作物等の移転、除去が実施されていなかったことから、そもそも損失補償を行うべきではなく、また相手側の有する償還請求権も直ちに行使することはできないと考え、実施したものであります。さらに、議会を招集する時間的余裕のない場合など、専決処分を行うことのできる事項に該当しないものであるため、今定例会に提案することはございません。

次に、専決処分を取り消した根拠についてであります。専決処分の取り消しの根拠につきましては、6月15日に資料提出いたしましたところですが、大変重要なことでありますので、顧問弁護士にも相談いたしました。弁護士の回答を踏まえ申し上げます。

専決処分は、市長の意思決定であり、その取り扱いについては行政処分の一般理論に準じて取り扱うことが可能と考えます。一般的に瑕疵ある行政処分については、権限がある行政庁が職権で取り消すことができ、その効力は遡及的に消滅するとされています。今回の補正予算の専決処分は、相手方の工作物等の移転、除去が実施されていなかったのに、履行があったという事実の誤認に基づいて行われたものであり、この専決処分には瑕疵があり、その効力を維持することは地方自治法の趣旨に反するものと考えます。また、今回の補正予算の専決処分は、執行がなされていないことから市長の意思決定の段階にとどまるものであり、その取り消しを行っても公共の福祉に影響はないものであります。これらのことを考慮し、私は本件瑕疵ある専決処分の取り消しを行ったものであります。

次に、専決処分をした者が善意の第三者であることについてであります。6月12日の説明会でも申し上げましたが、5月28日の時点では小切手の所持者が現金化していないとの認識の中で、地方自治法施行令の規定により償還するための補正予算の専決処分を行ったものであります。しかし、6月5日に相手方の工作物等の移転、除去がなされていないことの報告を副市長から受け、初めて認識したものであります。この事実を知った以上、市議会で承認を受けるべき専決処分ではないと判断し、取り消し手続に至ったものであります。ぜひとも御理解いただきたいと存じます。

以上です。

[市長 尾又正則君 降壇]

○21番(大后治雄君) 専決処分をする際に、相手方に接触もせず、事情を確かめることもしないでですね、簡単に処分をしたということは非常に問題はあるのかなというふうには思いますので、その責めは負うべきかなというふうに思います。

改めて伺うことはですね、今回の手続に、今の御答弁を踏まえますと違法性は全くないという御認識をされているということでよろしいかどうか、まずその1点。

それからですね、瑕疵があったということでございますが、その瑕疵の内容を再度御説明をちょうだいしたいと思います。

議会といたしまして、今回の件についてですね、座視したとされてしまうことは議会のあり方にも波及しかねないと考えるものです。そこで、改めて確認をさせていただきわけでございますが、今回の専決処分取り下げの件につきまして、議会の責任は一切生じないということによろしいわけですね。つまり、何か問題があったとしても、その責めを負うべきは議会ではなく、行政側もしくは契約の相手方であるということによろしいのかということであります。

非常に内容的に、私が考えているものと御答弁が非常にそごがございしますが、行政側がそのように考えているということであればいたし方がないので、結局その善意の第三者であって、無答責であるというようなことでもあるということによろしいですか。そこは、もう一度確認をさせていただきたいと思います。つまり、行政側自身も、専決処分した者も完全に善意の第三者であるということ、それを御主張されるということによろしいでしょうか。

以上、御確認をお願いいたします。

○企画財政部長(浅見敏一君) 1点目に、違法性はないのかということでございます。再度お尋ねいただきました。これにつきましては、市長から御答弁申し上げましたように、今回の専決処分そのものについての事実、その行為がなかったということの判明がありましたので、その取り消しについては違法性がないと判断しております。

2点目の瑕疵の内容についてということでございます。これは繰り返すようになりますけれども、まず、専決処分そのものはですね、議会の議決にかわる市長の意思決定ということになります。それで、一般的な行政処分とは確かに性質的には異なると思います。しかし、市長の意思決定という要素については共通しているという判断に立ちまして、今回の取り消しについては行政処分の一般理論に準じて取り扱いをしたいということで可能として考えました。

それで、一般的に瑕疵ある行政処分の取り扱いについてですけれども、これは権限ある行政庁が職権で取り消すことができるとされております。したがって、今回は補正予算の専決処分につきましては、相手方の工作物等の移転がなかったということ、これが6月5日に判明しております。それは、移転があったという事実の誤認に基づいて行われた行為として判断しております。したがって、この専決処分につきましては、瑕疵あるものであると判断いたしまして、その効力を維持することは地方自治法の本旨、住民の福祉というそういう観点からも反するものであると、そのように判断いたしました。

なお、ここで瑕疵ある行政処分について、これにつきましては公共の福祉という点に関しましても影響を与えるものではないと、そのようなことも申し上げておきたいと思っております。

3点目にいただきましたのは、議会の責任は生じないのかという点でございます。今回は専決処分をいたしまして、議案の提案をですね、通知を差し上げました。その間に、6月4日、5日に判明した事実をもって、これは議会の承認を得ることのできない専決処分であるということが庁内で議論になりまして、判断いたしました。その結果、例えば承認を得た後の判断とはですね、また異なってくると思いますが、議会の承認を得るということは、事実履行されていないことがわかっていながら承認を求めるといことになりますので、これは提案し、求めることはできないという判断に立ちまして、このような専決処分の取り消しということをさせていただいたような事情がございます。

それから、善意の第三者という点でございますけれども、これは何回も市長が御答弁申し上げた点でございますけれども、この事実、昨年の17年度の事業でございますけれども、5月28日の専決処分に至るまで、一切これは施行されているものということで、ただ小切手が現金化されていないと、その点だけを市は承知しておりました。その点に立ちまして専決処分いたしましたんですが、6月4日に情報を得て、6月5日に市長に報告されまして、それから事態がこのようなことになりましたので、全く市の庁内の事務手続についてはすべて経過しておりまして、その段階では全く知らないこと、そういう事実がありました。したがって、善意の第三者であるという立場は、市としては貫いております。

以上でございます。

○議長（佐村明美君） 以上で、大后治雄議員の緊急質問を終了いたします。

---

#### 日程第1 議第1号議案 「基礎年金番号に未統合の年金記録」問題の早期解決と原因究明及び社会保険庁の抜本的改革を求める意見書

○議長（佐村明美君） 日程第1 議第1号議案 「基礎年金番号に未統合の年金記録」問題の早期解決と原因究明及び社会保険庁の抜本的改革を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 議第1号議案 「基礎年金番号に未統合の年金記録」問題の早期解決と原因究明及び社会保険庁の抜本的改革を求める意見書、本案提出者3名を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提案理由につきましては、この意見書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

年金保険料の納付記録約5,000万件が基礎年金番号に未統合となっている問題が明らかになり、年金制度の管理・運用のあり方に対する国民の信頼が、大きく揺らぐ事態となっている。

このような事態に対して、政府は早急な対応策を打ち出し、年金時効特例法案と社会保険庁改革関連法案が審議されている。国民の不安を解消するため、両法案の早期成立が強く望まれる。

年金制度は、広く国民生活に直結する問題であり、今政治に求められているのは、年金受給者の立場に立って1日も早く国民に安心してもらえる状況をつくり出すことである。

そのためにも、現制度では会計法上の時効規定により5年間しかさかのぼって支給されないという年金支給に関する時効を撤廃し、過去にさかのぼって全額を受け取れるよう補償する、年金時効特例法案の早期成立を図るべきである。

また、時効撤廃とともに、今一番やらなければならないのは社会保険庁の改革である。政府提出の社保庁改革関連法案は、社保庁を解体し、非公務員型組織に移行させるものであり、年金納付記録を適切に管理してこ

なかった社保庁の責任は極めて重く、解体・出直しは当然のことである。

政治の責任は、国民の不安をいたずらにあおることではなく、国民の不安を解消することにある。年金への信頼を回復するために、東大和市議会は、以下の項目について、早急に対応することを強く求めるものである。

1、基礎年金番号に未統合となっている約5,000万件の年金記録について、最後の一人に至るまで、すべての照合を早急に終えること。

2、年金支給に関する時効を撤廃し、正しい加入記録に基づいた支給を行い、決して年金掛金の払い損を発生させないこと。

3、納付記録を確認できる証拠がない場合でも、本人の申し出を尊重し、十分な調査・検証を行うこと。

4、今回の問題が起こった背景を徹底的に調査し、その経緯、原因、責任を明らかにし、再発防止策を講じること。

5、年金保険料の納付実績や給付額を通知する「ねんきん定期便」を拡充し、全加入者に納付履歴を通知すること。

6、年金のずさんな管理・運用を行ってきた社会保険庁を解体し、世間の常識とはかけ離れた労働慣行を改め、抜本的な出直しを図ること。

以上であります。

多くの議員の御賛同をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○5番（長瀬りつ君） 社会保険庁を解体をしまして民間に移行してしまうとですね、本来社会保険庁がこの問題について責任をとらなければいけない立場にあるのに、今後の責任、とるべき責任をどうやって果たしていけるというふうにお思いですか。

○18番（中間建二君） 当然にこの社会保険庁に第一義的な大きな責任があることは論をまたないと思いますけれども、しかし、この社会保険庁の運営といいますか——を担ってきたのは、やはり最終的には国であり厚生労働省であるということも、これは間違いないと思います。また、この社会保険庁の解体につきましては、3年前からさまざまな社会保険庁の不祥事が続発をした中で、解体的出直しというのは多くの国民が望んできた結果であり、その結果として昨年、既に一度、社会保険庁の解体案が国会に提出をされながら、またその段階で国民年金の不正な対応問題が明らかになって、ここまで延びてきたということでございますので、特にこの機会を逃して、この社会保険庁の解体を先延ばしにするということについては、私は全く賛同できない。

また、この社会保険庁を、今回のこの法案でも、実質、非公務員型の組織に移行するのは3年後という形になっておりますので、今回この法案が成立をしたとしても、この年金未統合の問題が、当然この3年間の中できちっと解決されていくことは当然だろうと思っております。

以上です。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔18番 中間建二君 降壇〕

○議長（佐村明美君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔3 番 尾崎利一君 登壇〕

○3 番（尾崎利一君） 議第1号議案 「基礎年金番号に未統合の年金記録」問題の早期解決と原因究明及び社会保険庁の抜本的改革を求める意見書に対して、日本共産党東大和市議員団を代表して反対討論を行います。

消えた年金問題は、国民の大きな怒りと不安を引き起こしています。与野党を超えて全力で解決のために力を尽くすべきであり、日本共産党も五つの緊急提言を発表し、政府に申し入れを行ったところです。

消えた年金問題は、国民から徴収するだけ徴収しておいて、その管理運営ができない、まさに政府の国政運営能力、管理能力が問われる大問題です。この問題の責任が政府にあることは、だれの目にも明らかです。社会保険庁の管理がずさんであったことは明白です。しかし、浮いた年金記録、消えた年金記録が数千万件に上ることを知っていながら、国民の側から申請がなければ対応しないという申請主義に固執をして、問題を放置してきた政府の方針にこそ最大の問題がありました。

今社会保険庁だけに責任を押しつけて、事実上政府の責任をあいまいにすることは許されません。政府が最後の最後まで責任を持って解決に当たることが求められています。

しかし、この意見書案には政府の責任について触れられていません。政府の責任を明確にすることこそ、問題解決の最大の眼目であり出発点です。

さらに、今社会保険庁を解体し、民間に切り売りしてしまえば、宙に浮くのは年金記録だけではありません。政府の責任そのものが宙に浮いてしまいます。社会保険庁の解体は、第1に消えた年金問題の解決を遠ざけ、第2に社会保険庁の天下り・天上りを野放しにし、第3に100年単位で運営されなければならない国民の大切な財産を民間の手にゆだねるという危険きわまりない事態を招きます。よって、社会保険庁は解体すべきではありません。

以上で反対討論とします。

〔3 番 尾崎利一君 降壇〕

〔15 番 関田正民君 登壇〕

○15 番（関田正民君） 15番、自民クラブ、関田正民です。「基礎年金番号に未統合の年金記録」問題の早期解決と原因究明及び社会保険庁の抜本的改革を求める意見書についてであります。

今回このような問題がどうして起こってしまったのか、まず計画のないままに基礎年金番号を導入したという問題点があります。また、社会保険庁の組織ぐるみの隠ぺいと問題先送りという組織体質そのものにより、非効率的な作業のやり方がまかり通っている。社会保険庁は、職員が働かないなれ合い体質や、非効率的な作業体制をこれまでずっと温存してきました。この中には、コンピューター端末の操作時間は1人1日3時間以内など、あきれた取り決めなどがあります。また、オンライン化の際にも、職場の合理化やリストラにつながるという積極的に対応してきませんでした。また、加入者からの相談に対しても、社会保険庁はすべて問い合わせがあったら受けてやるよ、また来たら受けてやるよという受け身意識での対応でした。加入者の立場に立ったサービス精神が全くなかったのです。

社会保険庁は、組合に支配されているやる気のない、業務効率の極めて低いという組織そのものの問題が問題なのです。今一番やらなければならないのは社会保険庁の改革であり、政府提出の社会保険庁改革関連法案は、社会保険庁は解体し、親方日の丸的なお役所仕事の体質を変えるために、非公務員型組織に移行させるものであり、年金記録を適切に管理してこなかった社会保険庁の責任は極めて重く、解体、出直しは当然のことであると強く求めています。

以上で、新政会、公明党、自民クラブ3会派を代表いたしまして賛成討論といたします。

[15番 関田正民君 降壇]

[10番 小林知久君 登壇]

○10番（小林知久君） 政策の会、小林知久です。会派を代表いたしまして、本議案について反対の立場から討論いたします。

ちなみに、2号議案の意見書につきましても同じ趣旨です。

年金納付記録の問題につきましては、2本の意見書が本議会で提案されております。問題の早期解決を求めるといふ点では、もろ手を挙げ賛成の気持ちですが、この2本は若干内容に相違があります。

各政党の対立する意見を反映したものとお見受けしますが、残念ながら私たち地方議員では、本件の解決法について本当に必要な処方せんは何であるかや、どこに問題があり再発防止策はいかようなのかを真に判断する材料は持ち得ません。したがって、どちらかの意見書へくみする根拠もなく、双方ともに反対する次第です。

年金については、ここ数年来、さまざまな制度疲労が指摘され、数多くの議論がなされております。今回の納付記録の問題でも、市民の皆様から多くの不安の声をいただいております。私個人としても非常に心配しております。一刻も早い解決と信頼できる制度構築を望む気持ちは、国民すべてに共有されるものです。

国民を代表して国政を担う各党の国会議員が、その職責を自覚し、運営する側もチェックする側もおのの責任を分担し、国民の不安を和らげることを最優先に、真摯な態度で事に臨んでほしいと心から願います。

そして、私たち地方議員は、各国会議員の仕事ぶりを尊重しつつ、なおかつ、より身近な視点に立脚した意見を述べるこそが職責であると考えます。

以上を申し述べ、討論といたします。

[10番 小林知久君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第1号議案 「基礎年金番号に未統合の年金記録」問題の早期解決と原因究明及び社会保険庁の抜本的改革を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第2 議第2号議案 「消えた年金」問題を国の責任で直ちに解決し、社会保険庁「解体・民営

## 化」法案の廃案を求める意見書

○議長（佐村明美君） 日程第2 議第2号議案 「消えた年金」問題を国の責任で直ちに解決し、社会保険庁「解体・民営化」法案の廃案を求める意見書、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔2 番 西川洋一君 登壇〕

○2番（西川洋一君） ただいま議題となりました議第2号議案 「消えた年金」問題を国の責任で直ちに解決し、社会保険庁「解体・民営化」法案の廃案を求める意見書についての提案説明を行います。

私も意見書を読み上げる形で、若干つけ加えながら提案したいと思います。

5,000万件を超える年金記録が宙に浮き、また、1,430万件に及ぶ未記入記録の存在が明らかになりました。また、国民年金については納付台帳の原本が市町村にあるのに、その多くが廃棄される事態まで起きています。もらえるはずの年金がもらえないとか、年金額が少なくなっているといった事態が起き、まさに宙に浮いた年金、消えた年金という事態となりました。公的年金に対する国民の信頼を揺るがす深刻な問題になっています。今回の問題は、保険料を納めてきた国民には何ら非がなく、ひとえに国に責任があることは言うまでもありません。基礎年金番号制度導入を決めた10年前から、こうした事態が起こることが予測され、そして事実起きてしまいました。そして厚生労働省は、宙に浮いた年金記録の問題を十分に把握していたにもかかわらず、抜本的な対策をとらなかつたばかりか、国民年金については、問題解決に必要な台帳まで廃棄してしまったのです。政府、とりわけ歴代の厚生労働大臣の責任は極めて重大です。

政府は、問題の全容を国民の前に明らかにし、みずからの責任と過失を認めて謝罪するとともに、年金記録紛失という被害に遭った国民すべての年金受給権を守るためにあらゆる手段を尽くすべきです。

こうしたことから、東大和市議会として当面、政府が以下のことを直ちに実施することを求める意見書を提出するというものです。

(1) は無年金者も含め、納付記録をすべての加入者と受給者に送付し、調査することです。

この問題は政府の責任で引き起こされたものです。疑問のある者は聞きに来いというような態度ではなく、無年金者も含め、加入者、受給者、すべての人に納付記録を送れば、自分の記録は合っているかどうかを知ることができ、合っていれば安心し、違っていれば問い合わせることになります。

(2) 「宙に浮いた」年金記録の情報を、加入者と思われる人にきちんと提供し、国の責任で問題の解決を図ること。

(3) 年金記録が消失している被害者について、記録証拠なしでも状況証拠で解決すること。

これは、年金保険料を納めた証明を加入者に負わせるという態度を政府が改めることが必要です。

(4) 国民の身近な窓口で相談できるような特別の体制を、国の責任で直ちにとること。

なお、現在国会で審議中の社会保険庁改革法案は、社会保険庁を解体し、年金業務を6分割して民営化するもので、消えた年金の問題の解決をあいまいにし、国が責任を持って解決することを不可能にするものです。

年金保険料を年金給付以外への流用をやめさせる、やめる。天下りの禁止など、社会保険庁の抜本的な改革は必要です。同時に、数十年という単位で国民から保険料を預かり運用するという公的年金の仕事を、安定確実に遂行しようとするなら、国の責任を根本に位置づけることがどうしても必要です。国の責任を分割民営化して投げ捨ててしまうというようなやり方はとるべきではありません。この法案についての廃案をすることを求めるものです。

東京新聞では次のように指摘していますので御紹介します。

「社会保険庁の組織改革は重要だが、その前に国民が納得できる緻密な救済策を打ち出すべきだ。重大なミスをした社会保険庁の責任問題にもけじめをつけなければならない。こうした問題を抜きにして、社会保険庁の組織を変更しても、国民の公的年金への不信解消につながらないことを政府・与党は認識すべきだ。」

以上、提案理由の説明です。皆さんの御賛同を、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（中間建二君） 提出者に質問をいたします。

先ほど「基礎年金番号に未統合の年金記録」問題の早期解決と原因究明及び社会保険庁の抜本的改革を求めた意見書が議会で同意をいただいたわけですが、その内容と比べて若干違いが幾つかあるわけですが、今回提出されている意見書で、先ほど議決をいただいた意見書と一番大きく違うのが、この社会保険庁の解体の問題であると思いますが、この4番の中で言っている社会保険庁を解体すれば、国の責任があいまいになるという、その根拠を御説明いただきたいと思います。

私はむしろ社会保険庁を、先ほど私が申し上げましたのは、今回の法案の中ではあくまでも、今回法律が成立をしたとしても、この社会保険庁が非公務員型に移行するのは3年後であるということ、またどこまでも国の責任において、この年金制度は安定的な運用を図っていかれるものであるわけでありますから、社会保険庁を解体したからといって国の責任があいまいになるというのは、全く理屈が通らないのではないかとこのように考えますけれども、提案者はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○2番（西川洋一君） そこがですね、先ほどの議案の提出者と私どもの考え方の違うところではないかというふうに思うんですね。分割民営化することによって、諸業務が事実上書類までも分散されていくということになってしまいます。大事なそうした証拠記録なども分散して、どうして問題の解決ができるのかということだと思います。そしてまた、何か政府・与党の方では、短期間に解決するかのようなことを言っております。先ほどの提案者も、3年以内で解決するというふうにおっしゃってございましたけれども、それができれば一番いいわけで、しかし今日までなぜできなかったのか。当初から、基礎年金番号に統合する当時から、こういう事態が起こるであろうということは承知していたわけですね。それは歴代の担当大臣も十分承知してきた。これが今大きな問題になっているときに、これ一生懸命解決しなければならないわけですが、そのときに国のその責任をあいまいにしていく民間への移行を進めていけば、それは解決にならない、国の責任を放棄してしまう、そのように私は理解をいたします。

○18番（中間建二君） 今回の今国会で議論されている日本年金機構法案の内容を調べてみますと、一つはこの社会保険庁を廃止をすることによって、厚生労働大臣がこの公的年金についての財政責任、また管理運営責任を担うこととするということを明確に法案の中で盛り込まれておりますし、また国と公の法人の役割分担ということで、国は公的年金についての財政責任、管理運営責任を担うということ、そして年金特別会計を備え、保険料の徴収、年金の支出は国の歳入歳出で行うこと、そして年金手帳及び年金証書は国、厚生労働大臣の名義で発行するということが明確にうたわれているわけですから、これは全く国の責任において年金の制度の運用が行われる、こういう法案になっているわけですので、社会保険庁を解体することによって国の責任があいまいになるということは、全く私は当たらないのではないかと考えます。

そして、社会保険庁のこの解体の問題については、3年前から、先ほども申し上げましたけれども、労働組

合の全く世間の労働慣行には相入れない非常識な労働慣行の問題があり、そして公的年金を自分たちの福利厚生という名目のもとにゴルフボールを買ったり、ゴルフ場で利用したりという全く考えられないような実態があり、そしてまた国民年金の未納率を上げるために、本人に通知をしないで未納率を上げるための操作を行ったりと、ありとあらゆる社会保険庁の不祥事が、この3年間の中で明らかになってきているわけであります。そういう中において、この場において、まだこの社会保険庁を温存したいという、その考え方の根拠についてもう一度御説明をいただきたいと思います。

○2番（西川洋一君） 新たに作る法律で、国の責任を明確にして、国がやっていくというなら何も変える必要はないというふうに私は思います。民営化する必要はない。それから、また社会保険庁が国民の気持ちに沿わないような業務をやっているということがいろいろと出てきているわけですが、こうした態度についてやはり厳しく改善しなければならないというのは、余りにも当然です。そのことと、すぐ解体民営化とは結びつかない。

この国民の年金、皆さんから集めたお金を長期にわたって預かって、それこそ20年、30年も預かって、そして支払い——年金を払っていくという業務を民間に移してしまうということは、この年金の安定性を危うくするものというふうに私は思います。ですから、この年金問題で現在の社会保険庁が国民の気持ちにそぐわないようなあしき業務をやっているとすれば、それは国民の立場から改善させていく、そのことはしっかりやる。そして、そのトップに立つ人が、この年金問題の重大性を本当に理解していたなら、そういう立場から下にいる者をしっかりと管理、監督して——仕えてきたんじゃないか。ところが、そのことを抜きにして、下で働く者の責任にする、そういう態度には私は、よろしくないんじゃないかというふうに思います。やはりこの問題については、民営化でなく国の責任で最後まで解決する、そのことが必要というふうに思います。

○16番（尾崎信夫君） この年金の問題は、まさに基礎年金番号を統合するときから始まっているわけですね。ですよ。社会保険庁みずから、また社会保険庁の職員みずから、この年金について基礎番号を統合するときから始まっているわけですよ。統合することを社会保険庁全体がそもそも真剣に取り組んでいけば、まさに61年から始まっているはずですから、10年も前の話ですよ。それが、10年間もずっと社会保険庁自身が解決できないで今に至っている問題ですから、そこを温存して、じゃあ果たしてそれが解決につながるんですか。その問題をどう取り組むのかというのが一番の問題じゃないんでしょうか。その点についてはどうお考えになるんでしょうか。

○2番（西川洋一君） まさにいい質問だと思いますね。いや、本当にそうですよ。この年金統合問題は、当初からそのことが指摘されてたと新聞でも報道されています。（尾崎信夫議員「なぜ解決しなかったんだよ」と呼ぶ）それで、なぜ解決しなかったのか、それは解決する方法を責任者が示さなかったんですよ、歴代の厚生大臣が。（発言する者あり）でね、私たちが、これは事務の解決をどうするかということで、この意見書では統合をどうするかということについては特に書いてあるわけではないんですけども、その問題で、これは提案者を代表してというよりは私個人の説明になるかもしれませんが、解決方法はですね、今厳しいわけですよ、統合するに当たって政府が言っているのが、氏名、生年月日、性別ですか。この三つが合わなければならぬとか、あるいは領収書がなければ、払ったことを確かに証明できなければということですね、それで長年このことがネックになって解決しないうえきたんですね。それを歴代厚生大臣は承知していたわけですよ。

そういう中で、この問題を、それじゃあ一番のネックのところどうするかということで、提案はやはり、この意見書とちょっと離れますけれども、一つは状況証拠がそろえば、それでもう認める。領収書を持ってこい

って言わないで、あくまでも証拠書類、状況証拠で認めていこうかと、こういう方策もとれば解決の方向に向くと。こういう提案を私どもしております、それが今日どうなってくるかという、第三者委員会を設立して、その中でもそうした方向の議論が今なされているわけです。そういう点では、私どもの共産党の言う提案が、野党ではありますけれど、しかし与党の中にも一定のその考え方は影響を与えて、その方向で順次進んでいるんじゃないか。やはり私は、先ほどの議第1号議案での反対討論の中にもありましたように、個々の具体的な方策については与野党一致して改善方法を努力しながら、国民の期待にこたえていくという、そういう基本的な立場を本当にとって、国会議員も、地方議員も、やっぱり頑張っていくというのが必要だと私は思います。

ただ大きな違い、社会保険庁の解体問題。議第1号議案も細かいところを見れば違いがあります。しかし、あえて私たちはそれを質問はしませんでした。やはりそれは国民の期待にこたえてですね、具体的には解決する方策をと考えているからです。私の提案だけが正しいとか、あなたは間違っているというようなね、そんな態度でこの問題は臨むべきでなく、本当に真剣になってこれをどうするかという、具体的なその作業についてはいろいろ知恵を出し合う、これが大事なことで、私どもは提案しているということです。

そして、大きなところの違い、社会保険庁をどうするかという問題については、先ほど来から述べているように、解体民営化でなく、やはりその事務を国民の立場に立ってきちんとするような、そういう国民本位の立場に立つそういう職員も育成しながら、解決に当たっていくということが大事かというふうに思っているわけです。

○20番（下条 学君） じゃあ、提出者にまずお聞きいたしたいと思います。

この上がっている項目の中で、無年金者も含め、納付記録をすべての加入者と受給者に送付し、調査することということです。しかし、今この年金問題で時効5年というものがあります。これに関して、今現在まだ無年金者、また納付者に対して、5年を限度に調べて、それを調査をするということなんでしょうか。その時効に関してはどのような、これからもらう人はまだいいですね。今もらっている人が、さかのぼってもらえないというシステムになっちゃっているわけですが、この点が明記されていないんですけども、その点の考えはいかがでしょうか。

○2番（西川洋一君） それはまた別のことでね、時効、5年たったらもらえないということではなく進めていくというのは、それは当然いいことだと、それは思います。極めて当たり前のことです。

○20番（下条 学君） 当たり前だったら明記するべきですよ。いかがでしょうかね。

○2番（西川洋一君） この意見書はですね、基本的となる部分、この年金問題解決に当たって基本となる部分の骨子を書いたようなもので、多くの人が共同してやっつけていけるというところを書いたものです。ただ、社会保険庁をどうするか問題では意見が違うということが、ますます明確にはなっているわけですが、具体例、具体的な諸方策については大いに議論をして、国民の利益が損なわれない、そういう構えでやはりみんなで取り組んでいく必要のあるものだというふうに思います。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔2番 西川洋一君 降壇〕

○議長（佐村明美君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔5 番 長瀬りつ君 登壇〕

○5 番（長瀬りつ君） 議第2号議案 「消えた年金」問題を国の責任で直ちに解決し、社会保険庁「解体・民営化」法案の廃案を求める意見書の提出に賛成の立場で討論をいたします。年金を払い続けてきた者として討論をします。

5,000万件を超える年金が宙に浮き、（尾又正則市長「5,000万円」と呼ぶ）5,000万件です、市長。1,430万件に及ぶ未電子化記録の存在も明らかになり、また船員保険は35万件の未登録があるとされているこの不明年金問題。老後のためにまじめに払い続けてきた保険料の記録が消失したり、行方不明になっています。原因の多くは、基礎年金番号導入に当たってコンピューターに入力する際のずさんさと、重ねてその原本である手書きの台帳を破棄してしまったことにあると考えられます。そして、この破棄を命じた当時の社会保険庁長官は、皆さん御存じだったでしょうか、旧厚生省が非加熱血液製剤の輸入継続を認めて薬害エイズの拡大を招いたときの薬務局長だった人です。相変わらずの国や厚生労働省の無責任な対応と、それを隠ぺいする構造には啞然とするばかりです。薬害エイズでは、1,600人が感染させられ、既に600人の命が奪われています。消えた年金は、どれだけの方の老後の生活を奪うことになるのでしょうか。

3年前の参議院選挙のときも、年金未納問題などがあり、年金制度が選挙の争点になりました。そのとき自民党は100年安心をうたいましたが、結局は単なる選挙向けの言葉でしかなかったということですね。国はみずからの責任と過失を認めて国民に謝罪し、消えた年金、消えた記録の早期の是正と国民一人一人の不安、不満を政府は受けとめ、年金受給権を守るためあらゆる手段を尽くし、万全の対応をとるべきであると考えます。

社会保険庁の解体は、この年金問題が国民の最後の1人まで本当に解決したとわかってからでも遅くはないと考え、賛成するものです。

〔5 番 長瀬りつ君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第2号議案 「消えた年金」問題を国の責任で直ちに解決し、社会保険庁「解体・民営化」法案の廃案を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立少数。  
よって、本案を否決と決します。  
ここで10分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

---

午前11時29分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第3 議第3号議案 庶民増税を中止し、空前の利益を上げている大企業と大資産家に応分の税負担を求める意見書**

○議長（佐村明美君） 日程第3 議第3号議案 庶民増税を中止し、空前の利益を上げている大企業と大資産家に応分の税負担を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔1 番 吉野 孝君 登壇〕

○1番（吉野 孝君） ただいま上程されました議第3号議案 庶民増税を中止し、空前の利益を上げている大企業と大資産家に応分の税負担を求める意見書の提案説明を行います。

この6月、昨年に続き住民税の増税、大增税が国民の暮らしに襲いかかってまいりました。ことしの住民税の増税は、定率減税の廃止に加え、税源移譲の影響もあり多くの国民が2倍にはね上がった、さらには高齢者の中には非課税限度額の廃止の経過的措置による増税もあり、4倍近くになる場合も生まれています。

企業のこの3月の決算は、トヨタなどでは、自動車業界で、自動車12社の中でも10社が増収、三菱、いすゞを除く8社が過去最高の売り上げを記録いたしました。トヨタ、スズキ、ダイハツ、いすゞの5社は、最高の利益を更新いたしました。突出しているのがトヨタで、本業のもうけを示す営業利益は2兆2,000億円を越し、6期連続で過去最高を更新いたしました。営業利益を2兆円台に乗せたのは日本の企業では初めてであり、売上高約24兆円はロシアの国家予算にも匹敵します。日本の国の社会保障予算を上回っています。こうした大企業は、上場企業、4期連続で過去最高の利益を更新しています。この一方で、労働者の賃金はふえていません。

国税庁の調査によりますと、民間の企業に勤めている人が2005年の1年間に受け取った1人当たりの平均給与は、前年よりも2万円のダウンの436万8,000円だったと発表しています。この民間の給与は1998年から8年連続減少している状況です。この減少は、背景には正社員よりも給与の低いパートなどの非正規社員の増加があるとも言われています。1997年と比べると年収は30万円減っている。この間の給与総額は15兆円のマイナスともなるものです。

国民の暮らしを今回の住民税の大增税が直撃したのであります。大きな社会問題ともなっていますワーキングプアや、また貧困の拡大が一層深刻な状況にあるのは必至です。

他方、空前の利益を上げている大企業や大資産家へは大盤振る舞いともいえる優遇措置が講じられています。今年度を見ても減価償却税制の見直しによる減税規模は、国、地方を合わせて合計で6,000億円、また証券優遇税制の減税規模は3,000億円、合わせて9,000億円もの減税が行われようとしています。このようなときに、政府はさらに庶民増税と企業減税を実施しようとしています。

安倍首相が政府税調に諮問した税制改革の柱は、国際競争力を強化し、その活性化に資すること及び社会保障や少子化などに伴う負担増に対する安定的な財源を確保することになっています。これは前者が法人実効税率の引き下げ、後者が消費税の増税を示していることは、この間の関係者の言動からも明らかです。事実5月に開催された政府税調の会合では、日本の法人税率は相対的に高い、社会保障の税財源として消費税が重要、また増税分の消費税はすべて社会保障に充当などとの意見が出されたことが伝えられています。

庶民にとって、消費税は生計費そのものにかかる過酷な税金であります。消費税は、派遣やパートで働く若い方々や、またわずかの年金で細々と暮らす高齢者が、巨額の報酬や配当を得ている大企業役員と同じ税率で負担する、最も過酷な不公平な税金であります。

一方、日本の企業の法人税率は相対的に高いという言い方があります。このからくりはあります。法人税だけをやり玉に上げて高いと言っていますが、企業の公的負担には問題が二つあります。一つ目には、法人所得税負担と二つ目には社会保険料事業主負担です。確かに法人所得税負担は、日本の場合3.1%、イタリアが2.8%、フランスが2.6%となっていますが、社会保険料事業主負担は、日本の場合には4.5%、イタリアが8.9%、フランスが11.4%と、こうした状況にあります。こうした中で、社会保険料事業主負担というのが、日本と比べた場合に、イタリアが2倍、フランスが2.5倍と負担を行っています。日本の公的負担は、フランスの2分の1、イタリアの3分の2にすぎないのであります。

また、証券優遇税制の効果で、国税負担率は3,000万円から5,000万円の層では22.7%、5,000万円を超える所得の人は国税負担率が21.8%で、5,000万円を超える大資産家には、さらに0.9%低く抑えられ、金持ちほど恩恵を受けるという制度です。これをさらに1年延期すると言っています。アメリカでさえ、金融所得と給与所得と合算で課税している総合課税となっているのに、日本だけ金融所得が低い税率になる分離課税ができていたために、大資産家をさらに優遇しているのであります。この制度は、2003年に税制改悪が行われ、東大和市でもこの4年間に税金が入ってこない総額が4,211万8,000円であります。年間にいたしますと1,000万円の減収が、このことによってあります。こうした状況を見れば、税制で新たな財源をいけば消費税しかない議論はごまかしであります。空前の利益を上げている大企業や大資産化に応分の負担を求めるところこそ、今やるべき税制改革ではないでしょうか。

よって、東大和市議会は、政府に対して以下のことを強く求めるものであります。

- 1、最悪の庶民増税である消費税の増税は行わないこと。
- 2、空前の利益を上げている大企業や大資産家に応分の税負担を求めること。

以上、提案理由の説明を終わります。議会の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔1 番 吉野 孝君 降壇〕

○議長（佐村明美君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第3号議案 庶民増税を中止し、空前の利益を上げている大企業と大資産家に応分の税負担を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

---

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○5番（長瀬りつ君） 立野一丁目土地区画整理事業に関してですね、自治法第100条の調査権を付与した特別委員会設置を改めて求める動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） ただいま長瀬りつ議員から、自治法第100条の調査権を付与した特別委員会設置を改めて求める動議が提出されました。

動議の成立には、会議規則第15条の規定により、ほかに2人以上の賛成者が必要であります。ここで賛成者の所定数の確認をいたします。

長瀬議員の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立所定数以上。

よって、本動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

---

午前11時54分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（佐村明美君） ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の議事日程に、自治法第100条の調査権を付与した特別委員会設置を改めて求める動議を追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

議事日程第7号追加の2 自治法第100条の調査権を付与した特別委員会設置を改めて求める動議

○議長（佐村明美君） 議事日程第7号追加の2 自治法第100条の調査権を付与した特別委員会設置を改めて

求める動議を議題に供します。

動議提出者の説明を求めます。

[5 番 長瀬りつ君 登壇]

○5番（長瀬りつ君） 長瀬りつです。自治法第100条の調査権を付与した特別委員会設置を改めて求める動議について、提案理由の説明を行います。

今回の立野一丁目土地区画整理事業における違法な小切手の振り出しや補正予算の専決処分取り下げなどにつき、実害がないとはいえ違法な公金の支出を行い、それを長期間放置していたという問題について、なぜこのような違法な支出をすることが可能だったのか、それがなぜ長期間放置されてきたのか、どこに責任があるのか徹底的に調べる必要があります。議会が住民の代表機関として、執行機関に対する批判、監視機能をすべて発揮し得るためには、それにふさわしい調査権限を有することが不可欠です。そして、綿密な検証を行うための権能は正当な資料と正確な事実認識を前提としない限り、十分に発揮することはできません。それゆえに、自治法は第100条調査権を議会に与えているのです。

市は、副市長をトップとする庁内の調査委員会をつくりましたが、内部の調査は身内がやること、回議用紙や伺票に判こをついた本人が委員になっているのですから、推して知るべしです。本当に今回の失敗の原因究明をし、本気で改善しようと考えているのならば、法律の専門家など外部の人間が入った調査委員会をつくらなければ、事実関係など調べることはできないと思います。

また、今回の事件に対する市執行部への市民の目は大変厳しいものがあります。それと同時に議会に対しても、その存在意義を問うています。よって、市民からの負託を受けた議員として、議会は議会として真相究明に当たるため、100条調査権による調査特別委員会を設置することを提案いたします。

以上です。

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（中間建二君） 今100条委員会設置の御提案をいただきましたけれども、本事案につきましては当然のことながら議会としてこの事件の概要また内容については解明すべきであり、そういう取り組みを当然すべきものであるという立場に立っておりますが、しかしこのことは東大和市議会として全議員一致で特定事件調査事項として建設環境委員会に付託をした事案であります。そしてまた、その建設環境委員会への付託にも、今提案者も当然賛成をした上で、建設環境委員会で既に審議が1回行われたという状況の中でございます。そういう中で、なぜあえてまたここで100条委員会というものを提案されるのか、その趣旨について確認させていただきたいと思います。

○5番（長瀬りつ君） 普通の109条、110条、それから……。提案理由の説明で言うの忘れた。済みません、委員会の内容について説明するのを忘れました。いいそうです。済みません。

98条、確かに付与されていますが、検査、検閲しかできないんですね。それ以上立ち入ったことはできません。例えば、こういう書類が欲しい、こういう証人を呼んで意見を聞きたいといったときに、拒否をされればそれでおしまいです。そういう資料もありませんと言われればそれ以上、普通の98条及び、それから建設環境委員会ではできないんですね。ただ、100条にすれば、きちんと正当な理由がないのに証言を拒否したり出頭を拒否したりすることはできません。長側の方も、そういったものがないということについて、きちんと議会に説明をしなければなりませんので、きちんとしようと思ったら、やっぱりこの100条委員会ですべきだと

いうふうに、改めてこの間、建設環境委員会を開会しましてですね、それでその中でさまざま審議を——の工夫をしたわけですが、そういう中でやはりこれは100条でなければならないというふうに私は思いましたので、今回改めて提案をいたしました。

○18番（中間建二君） その100条に定められている権能ということは当然あるわけですが、しかしそれもすべて承知の上で、今回まず建設環境委員会での特定事件調査の付託ということで、これは全議員が一致をして、まずこの建設環境委員会の中でこの事実関係を明らかにしようということで、今まだたったの1回しか、また実質審議も行われていないという状況の中で、しかも提案者はその建設環境委員会の委員であるはずであります。その委員会の中で、実質この審議をした上です、例えば行政側が何かを隠している、また明らかにならないものがある、そういう中で100条を提案し調査をしたいということであれば、非常に理解できるわけですが、その建設環境委員会の中で実質審査がまだ行われていない現段階で、またその委員もですね、建設環境委員会の委員として責任をまだ果たしていない中で、ここでいきなり100条委員会の提案ということについては、私は非常に理解に苦しむわけですが、その点についてどのように考えていらっしゃるか確認させていただきたいと思います。

○5番（長瀬りつ君） 確かにこの間、建設環境委員会がありました。さまざま資料も、こちらが要求して出してもらいました。長側の方からは、自主的に出してもらった資料は一つもありませんでした。そういう中で、すぐさま私は審議に入れるものだというふうに思っておりましたが、市側の説明員を呼んでいないという事実もありまして、審議に入ることさえできなかったんですね。そういう状況にある常任委員会の中では、やはり今後審議を続けるのは難しいだろうというふうに思いましたので、改めて特別委員会の設置を要求いたしました。

○議長（佐村明美君） 議事運営の都合上、ここで暫時休憩をいたします。

午後 0時 2分 休憩

---

午後 0時 22分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（関田正民君） 提案者にちょっと質問させていただきます。

まず徹底的な調査が必要だということで、この委員会を、新しい委員会という提案がありました。しかし、議会一致で徹底的に追及しようということで、建設環境委員会に任せようということになりました。それで第1回の委員会が開かれました。さっき提案者によりますと、いわゆる行政の説明もない、説明員もない、いろいろと。私のところの会派から委員長が出ていますので、よく事情を聞きまして、まず日程を決めてすんなりと順序よくいこうと、徹底的に追及しようと、その第1の日程を決めるために皆さんにお取り計らいをしたと。ところがある委員から、いやそれじゃ困るといきなり言われたと。これはそういうことで、委員長と副委員長で、その委員会の日程の流れを決めるということは、私は大事なことはないか、そこでお互いの意見の違いがあったのかな、多少の誤解があったなど、そういうふうに思います。それから、また今言われるように、建設環境委員会で徹底的に調査しようということになっていますので、私はそれで結構だと。

それからもう一点、庁内の中で委員会ができた、身内に甘いと、信用できないということをやちょっと言っていたんですが、これは大変失礼な言葉じゃないか。庁内で真剣に調査をしようということで副市長を先頭に立ち上げた、その答えも出ないうちに決めつけてかかることは、やっぱりこういうときにはふさわしくないんじ

やないか。信用して、調査を見て、結果を見て、それから思案をするんなら思案をし、欠点があれば欠点を追及し、私はそれが筋だと思う。私も庁内の調査委員会を信用して見えています。不満不平があれば、いや疑問点があれば、その時点で追及するつもりでいます。どうか提案者も理解をしてみてもらいたいです、そういうふうと思います。

○21番（大后治雄君） ただいまのは御意見だろうと思うんですけども、先ほど緊急質問させていただいた中ですね、専決処分を行政処分と同列にとらえているというのは全く納得のいかない部分であります。そういった内容でありますとかですね、それから今非常にさまざまな審議、審査そのものにスピードが求められている時代でもございまして、この間も建設環境委員会の中で、単に日程を詰めていくということだけではですね、やっぱり市民の納得が得られないと思うんですね。日程を詰めるのであれば、その以前に協議会か何か開いてやればいいだけの話であって、いきなり開いて、市民もたくさん傍聴に来ている中で日程だけ決めて終わりというのでは私自身も納得できないし、市民も納得できないような内容かなと思います。

98条の権限をですね、建設環境委員会に付託をしているわけでございますけれども、今回の委員会では、常任委員会ではですね、その任が重過ぎるのではないかというふうなところも見受けられました。そういった中ですね、ぜひ100条委員会を110条で立ち上げていただいでですね、その中でしっかりと審議をして、しっかりとその責任を背負っていくというような形をとった方が、建設環境委員会だけに責めを負わせるというようなことではなくて、しっかりと特別委員会を立ち上げてやっていった方が、むしろ効率的じゃないかというふうに思います。その辺を踏まえた上での御提案であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○5番（長瀬りつ君） ちょっと修正をしたいなというところもありまして、100条ということで提案をしてしまいました。一事不再議だということですが、先ほどの委員長の中ではですね。それを、一事不再議についてもしっかりともう一度考える必要もあろうかなというふうには、私は思っております。

○3番（尾崎利一君） 今動議ですね、先ほどから議論になっていますけれども、建設環境委員会でやっているけれども、しかし100条による調査権が必要だということで動議が出されたと思うんですが、具体的にこの100条の権限の調査権によって、この点を明らかにする必要があるということがあつての動議ではないかと思いますが、その点で幾つか具体的な事例があればお願いしたいんですが。

○5番（長瀬りつ君） まず承諾書、それから工事完了書、領収書等々に判こが押されています。本来工事をしなければいけない相手方がありますね、そちらをしっかりと証人喚問をしたいなというふうには私は思っています。

それともう一つ、今休まれています当時の担当の課長、そして今休まれています土地区画整理の課長から会計の方すべてですね、当然支出行為、支出負担行為何票にしっかりと判を押されている方々たちの責任を追及するには、100条を付与された委員会できなくてはいけませんというふうには思っています。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔5番 長瀬りつ君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 長瀬議員から提出されました動議については、一事不再議となりますので、これをもって審議を終了いたします。

#### 日程第4 議員派遣について

○議長（佐村明美君） 日程第4 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第155条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中に議員の派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（佐村明美君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成19年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 0時29分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 村 明 美

副 議 長 石 川 庄 太 郎

署 名 議 員 西 川 洋 一

署 名 議 員 関 田 貢